

令和８年度 会派議員派遣（視察）報告書

会 派 名	創生みはら
議 員 名	岡田 直己
議員派遣先名	自宅（オンライン受講）

派遣費用

科 目	支出額	摘 要
研修・研究費	15,000 円	研修会受講費
研修・研究費	160 円	振込手数料
合 計		15,160 円

１ 三原市での課題と派遣の目的（本市の現状と課題を明確に）

近年、全国各地で自然災害が多発している中、これまでの大規模な災害において、課題の一つとしてペットに関する災害対策が注目されており、本市においても、基本的な対策を講じているものの課題が多くある現状となっている。

セミナーではペット同行避難の必要性や環境省が発行しているガイドラインについての講義が予定されており、活動内容の調査・研究するため、研修会を受講した。

２ 実施概要 （１カ所目）

実 施 日 時	派 遣 先	自 宅（オンライン受講）
令和８年８月１日 １３：３０～１６：００	担 当 部 局	講師：高松 純子 氏 台東保健所 生活衛生課 動物愛護管理
報 告	【報告内容】 日 時：８月１日（土）１３：３０～１６：００ 場 所：自宅 ※オンライン受講 講 師：高松 純子 氏（台東保健所 生活衛生課 動物愛護管理） 出席者：岡田直己 【スケジュール】 １３：３０ 開始/自己紹介 １３：３５ 講義 （テーマー：災害時のペット対策） １５：４５ 質疑・研修のまとめ １６：００ 終了	

◆講義内容◆

①日本は「災害大国」

「災害は必ず起きる」を前提に、その被害を最小限に抑える「減災」を考えておくことが必要であり、ペット対策も減災の一つである。

【災害時の動物救護活動の歴史】

●1995 年 阪神淡路大震災

マグニチュード 7.2 の地震が大都市を直撃。人命とともに 9,300 頭（犬・4,300 頭、猫 5,000 頭）の動物が被災した。

⇒動物救援本部が設置され、初めて組織的かつ大規模に実施された。動物救護活動の幕開け

●2000 年 有珠山噴火

避難の際、300 頭以上の動物が取り残され、問題となる。

⇒小動物救援対策本部、有珠山動物救護センターを設置

●2000 年 三宅島噴火

島民とともに約 250 頭の動物が島から避難した。

⇒東京都日野市に三宅島噴火災害動物救援センターを設置し、避難してきた犬猫の一時預りを実施

●2004 年 新潟県中越地震

最大震度 7、震度 5 以上の余震が 10 回以上発生。被災者は 10 万人以上、5,000 頭以上の動物が被災した。また、車中避難によるエコノミー症候群が問題となる。

⇒避難所の横に動物用テントを設営、すべての仮設住宅でペット飼育可

●2011 年 東日本大震災

マグニチュード 9.0 の地震に加え、沿岸部では津波により多くの人命が失われ、それとともに多数のペットの命も犠牲となった。避難後にペットを連れてくるために自宅に戻り、津波に巻き込まれた事例や、避難所でのペットによるトラブル、放浪状態となった動物の救護活動など、様々な問題が浮き彫りとなった。

⇒津波や原子力災害が発生。立入禁止区域で犬猫が餓死、繁殖、野化し、同行避難の重要性が再認識された。

●2016 年 熊本地震

⇒多くの飼い主が同行避難したが、避難所の受け入れ態勢が整っておらず、受入れ拒否やトラブルが発生

●2018 年 西日本豪雨災害

⇒避難所でのペットの飼育スペースが屋外であったため、豪雨と強風で受け入れできなかった。

●2024 年 能登半島地震

⇒避難所におけるペットの受入態勢がバラバラだった。また、孤立集落の情報収集が困難を極めた。

②災害時にペットの同行避難はなぜ必要か。

災害時に飼い主とペットが離れてしまうと、①放浪しているペットによる咬傷事故②感染症の蔓延③ペットの餓死、繁殖、野生化による生活環境の悪化④ペットの飼い主の精神的・身体的負担などが発生する。

そのようなことから、ペットの同行避難は、人への危害防止、公衆衛生や生活環境保全の観点から、必要なことと考えられるようになった！

⇒「ペットの同行避難」は減災の一つ

★ペットの同行避難とは

災害時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に、避難場所まで避難することです。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。避難所では、決められたペットの飼育スペースで、ペットの世話は飼い主が責任を持って行います。

③災害対策基本法におけるペット対策

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針は、地域防災計画へつながる。

★防災対応に関わる体系図（別添１参照方）

④東日本大震災・熊本地震で学んだ教訓

H24.9 動物愛護管理法改正

H25.6 「災害時におけるペット救護ガイドライン」を発行・配布

H25.8 災害対策として自治体が講ずるべきことを明記

H26.1 防災基本計画の修正（国）

H26～ 順次、地域防災計画の修正（都道府県、市町村）

H28.4 避難所運営のガイドライン（ペット同伴避難を明記）

H28 年度後半 「熊本地震における被災動物対応記録集」の作成

H29 年度後半 「災害時におけるペット救護対策ガイドライン」
の改訂作業

H29 年度後半～30 年度 広域支援・受入れ体制を検討する
机上防災訓練の実施

★「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」のポイント

自治体が地域の実情や災害の種類等に応じた対策マニュアルを策定するための参考

- ・ 家庭動物（犬、猫）が対象
- ・ 飼い主、動物救護活動従事者の安全確保を最優先
- ・ 飼い主責任による同行避難
- ・ 避難所 や 仮設住宅における受入れの検討

★「同行避難」と「同居避難」

災害時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に避難場所まで安全に避難することとペットの世話は飼い主が責任を持って行うこと

【同行（同伴）避難】

⇒人とは別の場所でペットを管理すること

➤同行避難：ペットと一緒に避難する行動

➤同伴避難：避難所でペットを飼養管理する状態

【同居（同室）避難】

⇒人と同じ居住場所で一緒に生活すること

※熊本地震では同行避難＝同居避難と勘違いして混乱を招いた。

⑤環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（別添２）

★「人とペットの災害対策ガイドライン」のポイント

- ・人命優先の原則
- ・ペットの対策は、人の災害対策である
- ・災害時のペット対策は「飼い主の自助」が基本
- ・救護活動の対象となるペットの考え方
- ・自治体が行う災害時のペット対策の意義
- ・多様な主体の連携と協働
- ・広域支援の考え方

★「令和６年能登半島地震の教訓を踏まえて」

- 令和７年「防災基本計画」の改正
 - ・避難所におけるペットスペースの確保に努める
 - ・獣医師会や動物取扱業者等との連携に努める
- 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂
 - ・避難所のペット対策の体制整備
 - ・関連部署間の連携

★「防災基本計画」（2025 年改正）

第２章 災害応急対策

第６節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

３ 指定避難所等

（２）指定避難所等の運営管理等

○市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑥台東区のペット対策

★災害時のペット対策の意義

- ・ 何をおいても「人命が最優先」
(飼い主が無事でなければペットも守れない！)
- ・ 災害時にも被災者がペットを適切に飼養できるように支援
(飼い主への普及啓発)
- ・ ペットとはぐれた被災者の心のケア
- ・ 公衆衛生の確保と生活環境の悪化を防止
- ・ 被災者の生活環境の保全と早期自立の支援
- ・ ペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを未然に防止

⇒「ペット対策」は減災の一つ

★台東区のペット対策

- ・ 台東区ではペットの同行避難が可能です。
- ・ 最も有効な人とペットの災害対策は、飼い主の平常時からの適正飼養と準備（ペットのしつけ・健康管理、防災用品の備蓄等）であることを普及啓発します。
- ・ 町会や避難所運営委員会は、災害時のトラブル防止のため、避難所でのペットの飼育スペースを前もって検討しておいてください。

まとめ

【今、災害対応で最も大切なこと、考えるべきこと】

★ペットの命は飼い主が守る

- 災害への対応で一番重要なことが「自助」
- 飼い主が選んだ、ペットの様々な飼養形態の中で行う災害対応もまた「自己責任」
- まずはペットとの同行避難を！それができる環境を準備！

★現状

- 同行避難自体はかなり普及したが、飼い主によるペットのしつけなどの準備はいまだにかなり不足
- しかし災害時に、ペットを同行した避難者は確実に生じる。

★早急に必要な措置

	➤避難所の運営者が同行避難を認識し、受入態勢を整備する。 ➤自治体は仮設住宅でのペットの受入れ・飼養を認める。 ➤応急仮設住宅でのペットの飼養を可能にする。
市政に活かせること（まとめ）	【所感】 これまでのペット防災に関する歴史や環境省発行のガイドラインの詳細及び各地域での取組を学ぶことができました。そしてペット対策は減災対策に繋がることを理解しました。 本市においては、令和6年9月に市民防災訓練を実施し、その時に初めて、広島県動物愛護センター及び獣医師の協力のもと、ペットの災害対策に関するコーナーを設置し、以後は実際にペットを連れての同行避難も実施しています。また、一般質問の中で、有事の際には各避難所で同行避難ができることや仮設住宅設置時には、ペット同室ができることを確認しています。さらに本年5月より、本郷南方コミュニティセンターでは、自主防災会の協力でペット同室避難できる施設整備が整いました。 しかしながら、まだまだペット防災に関しては課題が多く、今回のセミナー受講が、本市の人とペットの防災活動の発展に貢献できることを期待します。

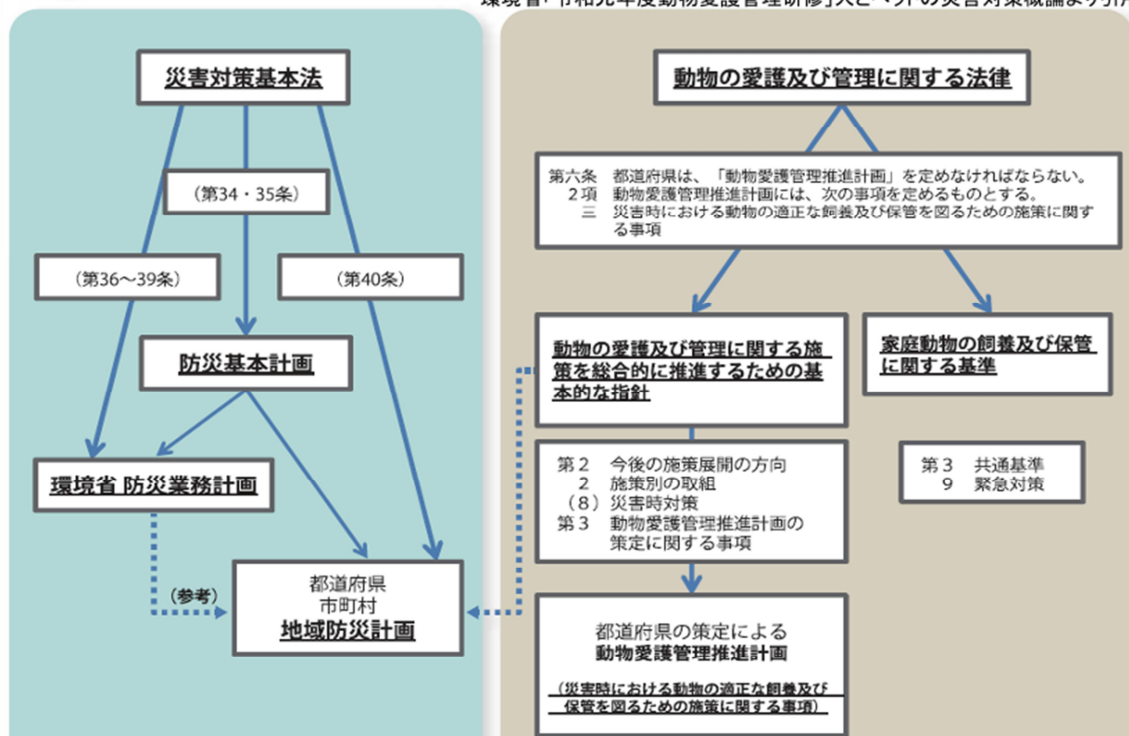
※ 施設先の写真・資料等を必ず添付すること。

別添1



防災対応に係る体系図

環境省「令和元年度動物愛護管理研修」人とペットの災害対策概論より引用



熊本地震における
被災動物対応記録集



環境省

Ministry of the Environment

人とペットの
災害対策
ガイドライン



環境省

Ministry of the Environment

平成30年3月発行